

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書

1979（昭和 54）年、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女子差別撤廃条約を採択し、日本は、1985（昭和 60）年、この条約を批准した。2024（令和 6）年現在、189 箇国が批准している。

1999（平成 11）年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を定めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成 12）年 12 月末に発効している。2024（令和 6）年現在、条約批准 189 箇国中、115 箇国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。

政府は、第 5 次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としており、司法制度や立法政策との関連での問題の有無、また同制度を受け入れる場合の実施体制等について検討が必要である。

については、国におかれては、その課題の整理を進めるとともに、各方面からの意見等も踏まえ、慎重かつ丁寧に締結への環境整備に向け、検討を早期に進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 3 日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	石	破	茂	殿
総務大臣	村	上	誠一郎	殿
法務大臣	牧	原	秀樹	殿
外務大臣	岩	屋	毅	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	三	原	じゅん子	殿

京都府議会議長 石田宗久